公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和5年12月6日午後1時00分~午後4時25分までの間

第2 公安委員会委員長の再任について

梅宮公安委員会委員長が、12月19日をもって委員長任期を満了することから、委員の互選により、12月20日付けで同委員長の再任を決定した。

第3 全体会議

1 審議事項

令和6年大阪府警察重点目標の設定について(案)

令和6年大阪府警察重点目標について、運営の基本指針を「府民が安心して暮らせる『安全なまち大阪』を確立するための警察活動の推進」として、特別推進項目を「大阪・関西万博に向けた警察諸対策の推進」とし、重点目標を「府民の期待と信頼に応える警察活動の推進」、「特殊詐欺の撲滅に向けた総合対策の推進」、「組織的な犯罪を封じ込めるための諸対策の推進」、「子供や女性の安全を守るための諸対策の推進」、「交通死亡事故を抑止するための諸対策の推進」、「地域の安全安心を確保するための地域警察の強化」、「サイバー空間の安全を確保するための諸対策の推進」、「テロ等重大事案の未然防止及び大規模災害等への的確な対応」の8項目として設定する旨の報告があり、審議の結果、その内容を了承した。

【委員発言要旨】

- 令和5年の結果を踏まえ、新たに設定した重点目標を全職員に浸透させる とともに、常に実施項目等を意識した職務執行をお願いしたい。
- 警察が取り扱う事象が増える中、府民の警察に対する期待も膨らんでいる ことから、府民から信頼される大阪府警察となるように尽力していただきた い。

2 報告事項

(1) 令和5年度第2四半期における留置施設に対する実地監査の結果について 天満警察署等21警察署留置施設を実施対象とした刑事収容施設及び被収容 者等の処遇に関する法律に基づく、令和5年度第2四半期における実地監査の 結果について報告があった。

【委員発言要旨】

- 留置施設に緊張感を与える機会でもあり、効果的であると認識している。 改善を要する事項等については、早期に指導がなされ、是正されたものと承 知しているので、引き続き、適正な留置管理業務を推進していただきたい。
- (2) 令和6年主要行事予定について 令和6年に取り組むべき強化月間や主要行事等について報告があった。

【委員発言要旨】

○ コロナ禍の経験を踏まえ、合理化、デジタル化を図った行事予定の策定であると承知している。それぞれの目的が達成されるように推し進めていただきたい。

(3) 令和5年度第2四半期における監察実施結果について 令和5年度第2四半期(7月~9月)における総合監察、随時監察及び抜き 打ち的随時監察の実施結果について報告があった。

【委員発言要旨】

- 今後も基本勤務の徹底を指導するとともに、良好事項の周知もお願いしたい。
- (4) 詐欺事件の検挙について

捜査第一課が、国際捜査課、東警察署と合同で、標記の事件につき、11月30日に被疑者2人を検挙した旨の報告があった。

(5) 宗教法人所有の土地を巡る電磁的公正証書原本不実記録、横領等事件の検挙について

捜査第二課が、刑事特別捜査隊、阿倍野警察署、曽根崎警察署、堺警察署及 び福島警察署と合同で、標記の事件につき、11月14日までに被疑者3人を 検挙した旨の報告があった。

(6) 家電製品を対象とした広域にわたる窃盗等事件の検挙について 捜査第三課が、四條畷警察署、堺警察署、鳥取県警察と合同で、標記の事件 につき、被疑者5人を検挙した旨の報告があった。

第4 個別会議

- 1 決裁事項
- (1) 運転免許取消対象事案について 運転免許取消対象事案について、審議の結果63件の行政処分を決定した。
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について
 - ア 傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について上申があり、 審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
 - イ 傷害事件に係る障害給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議 の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
- (3) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (第4次) (案)に係る意見照会について

国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更等に伴い、大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(第4次)の策定に係る意見照会がなされた旨の上申があり、審議の結果、第4次計画(案)について「意見なし」で回答することを決定した。

- (4) 不服申立てに対する裁決について
 - ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、1件については当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とし、1件については行政不服審査法に規定する審査請求期間経過後にされたものであり不適法であることから却下とした。

- (5) 運転免許交付処分取消請求事件の取下げに対する同意及び終結について 運転免許交付処分取消請求事件の取下げに対する同意について上申があり、 審議の結果、同意することとして決裁した。また、取下げに対する同意により、 本件は終結する旨の報告があった。
- (6) 運転免許取消処分等取消請求事件の応訴について 運転免許取消処分等取消請求事件1件について、10月31日、大阪地方裁 判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することとして決裁 した。
- (7) 苦情・意見要望等の受理等について 苦情・意見要望等27件の報告があり、審議の結果、2件については苦情受 理としてそれぞれ事実調査を指示し、25件については意見要望等としてそれ ぞれ処理方針を決定した。
- (8) 特例施設占有者の指定の取消しについて 遺失物法施行規則第30条に規定する特例施設占有者の指定の取消しについ て、2件の上申があり、いずれも可として決裁した。
- (9) 特例施設占有者の指定について 遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定について、1件の上申が あり、可として決裁した。
- (10) 警察行政手続サイトの対象手続の追加に伴う規則の改正について 警察行政手続サイトの対象となる申請等の手続について、古物営業法施行規 則による仮設店舗の届出の追加に伴い、「大阪府公安委員会等に係る情報通信 技術を活用した行政の推進等に関する規則」の一部改正について上申があり、 可として決裁した。

2 報告事項

- (1) 令和5年度第2四半期会計事務定期監査の実施結果について 大阪府警察会計事務監査規程に基づき、令和5年度第2四半期に本部24所 属及び警察署18署に対して会計事務定期監査を実施した結果について報告が あった。
- (2) 生活安全部主管に係る10月中の専決事務の処理状況について 10月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告が あった。
- (3) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について 11月20日から11月26日までの間に受理した集団示威運動等の許可申 請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

第5 その他

当公安委員会は、大阪府公安委員会事務専決規程第2条のただし書きにより、「警察法第60条第1項に基づく、警察職員等の援助要求については、専決処理によることなく、期間の長短、規模の大小を問わず、必ず公安委員会の決裁を受けること」を指示した。

以上